

他都市の処分事例について

～ 同様の事例はありませんか？ ～

青森市 福祉部 指導監査課

令和6年度 介護サービス事業者等集団指導

介護サービス事業者等が指定取消の処分等を受けた他都市の事例について紹介
します。
法令を遵守し、適正な事業運営に努めてください。

■ 指定取消事例①

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">利用者1名に対して、禁止されている同居家族に対するサービスを提供し、介護報酬を不正に請求し受領した。 <p>② 水増し請求</p> <ul style="list-style-type: none">利用者1名に対して、生活援助と共に身体介護のサービスを行ったとしていたが、身体介護のサービスを行っていないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。

指定取消事例です。

訪問介護事業所において、禁止されている同居家族に対するサービスを提供したこと、

又、実際に行っていないサービスについて、不正に介護報酬を請求し、指定取消となった事例です。

■ 指定取消事例②

サービス種別	(介護予防) 訪問看護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 従業者が<u>勤務していない</u>にもかかわらず、当該従業者が<u>訪問看護サービスを提供</u>したとしてサービス提供記録を作成し、介護報酬を<u>不正に請求</u>し受領した。・ 従業者1名が<u>同日同時間帯</u>に、複数の利用者に対して<u>訪問看護サービスを提供</u>したとしてサービス提供記録を作成し、介護報酬を<u>不正に請求</u>し受領した。

訪問看護事業所において、勤務していない従業者がサービスを提供したとして、又、従業者1名が同日同時間帯に複数の利用者に対してサービスを提供したとしてサービス提供記録を作成し、不正に介護報酬を請求し、指定取消となった事例です。

■ 指定取消事例③

サービス種別	通所介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用者が通所介護を受けていないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し受領した。・ 利用者が同一建物から事業所に通ったことを認識しながら、介護サービス費の算定において同一建物減算をせず、介護報酬を不正に請求し受領した。

通所介護事業所において、実際に行っていないサービスについて、不正に介護報酬を請求したとして、
又、利用者が同一建物から事業所に通ったことを認識しながら同一建物減算をせず、不正に介護報酬を請求したとして指定取消となった事例です。

■ 指定取消事例④

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>運営基準減算</u>をする必要があるにもかかわらず、当該<u>減算をせず</u>、<u>介護報酬を請求</u>し受領した。・ 介護支援専門員証の有効期間満了日の把握を怠り、管理者である<u>主任介護支援専門員が有効期間失効</u>の状態での介護支援専門員として業務を行い、<u>介護報酬を請求</u>し受領した。

居宅介護支援事業所において、運営基準減算をする必要があるにもかかわらず、減算していなかったこと
又、介護支援専門員の有効期間が失効した状態で業務を行い介護報酬を請求したとして
指定取消となった事例です。

■ 指定の一部効力の停止（新規利用者受入停止 3か月）事例①

サービス種別	介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護
処分理由	① 人格尊重義務違反 ・ 従業者1名がベッド脇に転落した入所者1名に対して、ベッドに放り投げる <u>身体的虐待</u> を行ったこと。 ・ 従業者2名が少なくとも入所者2名に対して、ナースコールに対応せず、 <u>介護・世話の放棄・放任</u> を行ったこと。

指定の一部効力の停止の事例です。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所において、従業者が入所者をベッドに放り投げる身体的虐待を行ったこと
又、ナースコールに対応せず、介護・世話の放棄・放任を行ったことで
3か月の新規利用者の受入停止となった事例です。

■ 指定の一部効力の停止
 (新規利用者の受入停止及び介護報酬請求上限7割の制限 3か月) 事例②

サービス種別	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>看護・介護職員の員数が基準を満たしていなかった</u>期間について、「看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合の減算」をしていなかった。 ・ 個別機能訓練加算について、「専任の個別機能訓練指導員の配置」及び「利用者ごとの個別機能訓練計画の作成」が算定要件になっているにもかかわらず、<u>当該従業者の未配置</u>又は<u>当該計画を作成せずに算定していた</u>こと。 ・ 看取り介護加算について、「利用者の介護に係る計画を医師等多職種が共同で作成すること」が算定要件になっているにもかかわらず、<u>当該計画を作成せずに算定していた</u>こと。 <p>② 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者1名が利用者4名に対して、ナースコールを隠す、手の届かない場所に置く等の<u>介護・世話の放棄・放任</u>を行ったこと。

特定施設入居者生活介護事業所において、
看護・介護職員の員数が基準を満たしていなかった期間について、
 減算をしていなかったこと
 個別機能訓練加算、看取り介護加算について
 それぞれ加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定していたこと
 又、ナースコールを隠す、手の届かない場所に置く等
 介護・世話の放棄・放任を行ったことで
 3か月の新規利用者の受入停止及び
 介護報酬請求上限7割の制限となった事例です。

■ 指定の一部効力の停止（介護報酬請求上限7割の制限 3か月）事例③

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	① 不正請求 ・ 介護支援専門員は、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しモニタリングの結果を記録しなければならないところ、 <u>モニタリングの記録を作成していなかった</u> にもかかわらず、 <u>運営基準減算</u> をせず、 <u>介護報酬を請求</u> し受領した。

居宅介護支援事業所において、
モニタリングの記録を作成していないにもかかわらず、運営基準減算をしていなかったため
3か月の介護報酬請求上限7割の制限となった事例です。

■ 指定の全部効力の停止（12か月）事例①

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実態と異なる虚偽の所在地変更を行い、介護給付費の減算を逃れる行為があった。・ 利用者へサービス提供を行っていないにもかかわらず、介護サービスを提供したように見せかける虚偽のサービス提供記録を作成して、介護報酬を請求し受領した。また、虚偽のサービス提供記録の作成は、管理者の指示によるものであった。

指定の全部効力の停止の事例です。

訪問介護事業所において、
実態と異なる虚偽の所在地変更を行い減算を免れたこと
又、管理者の指示により虚偽のサービス提供記録を作成し、
不正に介護報酬を請求したとして
指定の全部効力の停止 12か月となった事例です。

■ 指定の全部効力の停止（3か月）事例②

サービス種別	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
処分理由	① 不正請求 ・ 利用者4名に対して、訪問サービスを実施するにあたり、居宅への訪問ではなく、事業所と同一建物内にある認知症対応型共同生活介護事業所の居室への訪問をもって実施したこととし、 介護報酬を請求 し受領した。

小規模多機能型居宅介護事業所において、
利用者の居宅への訪問ではなく、
同一建物内にある認知症対応型共同生活介護事業所の居室への訪問をもって
サービスを実施したこととし、
不正に介護報酬を請求したとして
指定の全部効力の停止 3か月となった事例です。

■ 同一法人が運営する複数事業所の処分事例

■ 指定取消事例

サービス種別	訪問介護、（介護予防）訪問看護
処分理由	<p>① 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none">・ 訪問介護員の人員基準を満たしていなかった。（訪問介護）・ 常勤の管理者が配置されていなかった。看護師等の人員基準を満たしていなかった。（（介護予防）訪問看護） <p>② 虚偽答弁（2事業所）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 監査において、サービス提供記録等があると虚偽の説明をした。 <p>③ 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">・ 訪問介護計画を作成せずに、介護報酬を請求し受領した。（訪問介護）・ 訪問看護計画を作成せずに、介護報酬を請求し受領した。（（介護予防）訪問看護） <p>④ 法令違反（2事業所）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業所の所在地を変更しているにもかかわらず、変更届を行わなかった。

同一法人が運営する複数事業所の処分事例です。

訪問介護事業所、訪問看護事業所において
それぞれ訪問介護員、看護師等の人員基準を満たしていなかったこと
監査において、サービス提供記録等があると虚偽の説明をしたこと
訪問介護計画、訪問看護計画を作成せずに介護報酬を請求したこと
事業所の所在地を変更しているにもかかわらず、変更届を行わなかったことにより
指定取消となった事例です。

■ 同一法人が運営する複数事業所の処分事例

■ 指定の一部効力の停止

(新規利用者の受入停止及び介護報酬請求上限6割の制限 6か月) 事例

サービス種別	(介護予防) 短期入所生活介護、介護老人福祉施設、居宅介護支援
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none">利用者14人について定員超過状態を隠蔽するために、実際には退所していないにもかかわらず退所したとしてサービス提供記録を偽造し、定員超過利用等の減算をせず、又、算定できない加算を不正に請求し受領した。(短期入所生活介護) <p>② 不正行為</p> <ul style="list-style-type: none">短期入所生活介護事業の管理者からの指示により、利用者が退所していないにもかかわらず、退所したとして虚偽の給付管理票を作成し、同法人が運営する短期入所生活介護事業における介護報酬の不正請求をほう助した。(居宅介護支援) <p>③ 法令違反(2事業所)</p> <ul style="list-style-type: none">一体的に運営する短期入所生活介護事業所において、不正請求が行われた。(介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設)

11

短期入所生活介護事業所において、定員超過状態を隠蔽するために、実際には退所していないにもかかわらず退所したとしてサービス提供記録を偽造し、定員超過利用の減算をせず又、算定できない加算を不正に請求し受領したこと
居宅介護支援事業所において、短期入所生活介護事業の管理者からの指示により、利用者が退所していないにもかかわらず、退所したとして虚偽の給付管理票を作成し、同法人が運営する短期入所生活介護事業における介護報酬の不正請求をほう助したこと
介護予防短期入所生活介護事業所、介護老人福祉施設において一体的に運営する短期入所生活介護事業所において、不正請求が行われたことにより
6か月の新規利用者の受入停止及び介護報酬請求上限6割の制限となった事例です。

以上が他都市の処分事例の紹介でした。